

写

豊環保発第 1 1 9 8 号
令和 8 年 9 月 2 日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊田市長 太田 稔彦



尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
について（回答）

令和 8 年 8 月 2 6 日付け 8 環活第 3 5 2 号の照会については、下記のとおりで
す。

記

環境の保全の見地からの意見はありませんが、準備書の作成に当たっては、わ
かりやすい図書となるよう努めてください。

【担当】 環境部 環境保全課
企業指導担当
TEL 0565-34-6628
FAX 0565-34-6684



8 日 環 第 742 号

令和 8 年 9 月 3 日

愛知県知事 大村 秀章 様

日進市長 近藤 裕貴

愛知県環境影響評価条例第 10 条第 2 項の規定に基づく意見について（回答）

令和 8 年 8 月 26 日付け 8 環活第 352 号により照会がありました、尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見内容

特になし

担 当 市民生活部 環境課 今井

電 話 0561-73-2883（直通）

ファクス 0561-72-4603

電子メール kankyo@city.nisshin.lg.jp



8 み 生 環 第 7 2 9 号
令和 8 (2026) 年 8 月 3 1 日

愛知県知事 様

みよし市長 小 山 祐
(公 印 省 略)

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法
書について (回答)

令和 8 (2026) 年 8 月 2 6 日付け 8 環活第 3 5 2 号の照会につきまして、
下記のとおり回答します。

記

1 全般事項

(1) 本事業の施設配置

本事業の方法書において、施設配置の見直しが行われ、東側住宅地からの圧迫感を軽減する計画が示された。準備書以降の手続きにおいて、引き続き大気質、景観などの環境要素に対し特段の配慮をしたうえで詳細な施設計画を作成されたい。また、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

(2) 地域住民等への配慮

事業実施区域の周辺住民に対して、適切な機会をとらえて丁寧な説明を行うとともに、わかりやすい説明資料の公開を通じ、地域の不安を解消する必要がある。

また、建設・供用交通に伴う騒音・大気・安全へのリスクを最小化するため、安全対策、動線計画、施工方法や時間帯の配慮等を求める。

2 個別事項

(1) 大気質

準備書以降の手続きにおいて、現地調査で得られた実測データ及び計画施設の計画諸元に基づいた精度の高い予測や評価を行うとともに、本市側の住宅地等への影響について特段の配慮をされたい。

(2) 景観

準備書以降の手続きにおいて、本市側の周辺の自然環境及び居住環境に配慮し、煙突の形状・色彩・照明等の計画について適切な調査・予測・評価を行うよう配慮されたい。

担 当 市民経済部生活環境課
電 話 0 5 6 1 - 3 2 - 8 0 1 8 (直通)
電子メール kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp



東環発第80号
令和8年8月27日

愛知県知事 大村 秀章 殿

東郷町長 石橋 直季

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

令和8年8月26日付け8環活第352号で照会のありましたこのことについて、意見はありません。

担 当 まち整備部環境課
電 話 0561-56-0729

